



十一	十	九	八	七	六	イ	ロ	イ																
一	発	振	額	最	イ	入	非	入																
発	行	替	低	札	札	札	札	札																
行	行	単	額	発	非	非	非	非																
価	行	位	面	行	入	入	入	入																
格	日		金	行	行	行	行	行																
格	日		金	行	行	行	行	行																
平成十五年十月二十七日	す。額の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	五万七千七百四十七万五千四百	五十八万八千五百四十五万三千	一兆八千八百五十四億五千三百	六十七億三千三百	付国債に付て、額面金額で百	一行の特例に基き、発行した利	平成十五年における公債の発	九億五千七百五十万	ついで、額面金額で四百九十	定に基き、発行した利付債に	特別会計法第十一條第一項の規	四百二十五兆三千九百九十	金額で一兆八千三百九十	した利付債に付ては、額面	二條第一項の規定に基き、発行	債の発行の特例に基き、発行	うち、平成十五年における公	円面積で一兆八千八百十九億	割り当ててゐる。応募額を案分により	各申込からそのうち応募額を順次割り	も。応募額を順次割り	各申込みのうち応募額の高い

イ 価格競争 額面金額百円につき百円十七銭  
 ロ 入札発行 以上のそれぞれの応募価格  
 非競争入 額面金額百円につき百円十九銭  
 札発行

十二 利率  
 十三 経過利率  
 の払込み

(一) 年〇・六パーセント  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{37}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるも  
 のとして振替口座簿中の口座  
 に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式に  
 算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額(た  
 だし、当該国債を発行時にお  
 いて取得する者が非居住者又  
 は外国人である場合には、前記  
 (一)の算式により算出した金額  
 に当該非居住者又は外国人  
 が適用を受ける所得税の税率  
 を乗じた金額)を控除すること  
 ができる。

平成十六年三月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う(以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平成 財 日 額 平 利 て を 毎  
成 務 本 面 成 子 、 支 年  
十 大 銀 金 二 支 そ の 支 三  
五 臣 行 額 十 日 以 期 月  
年 か 百 年 九 前 日 十  
十 通 円 九 月 六 各 日  
月 知 に つ 月 月 月 支 及  
二 受 百 二 間 間 支 び  
十 け 円 十 六 六 払 九  
七 け 百 日 月 月 期 月  
日 け 円 日 間 間 期 二  
 者 円 日 間 間 期 十  
 者 円 日 間 間 期 日